

17消安第116号
平成17年5月20日

各植物防疫(事務)所長 殿

消費・安全局長

「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の
茎葉に係る植物検疫実施細則」の一部改正について

今般、平成17年5月20日農林水産省告示第922号(アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)の施行に伴い、「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則」(昭和54年6月30日付け54農蚕第4497号 農蚕園芸局長通知)の一部を別紙のとおり改正したのでお知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、特段の御配慮をお願いする。

「アメリカ合衆国産乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉に関する植物検疫実施細則」(昭和54年6月30日 54農蚕第4497号 農蚕園芸局長通知)新旧対照表
 (傍線の部分は改正部分を示す)

改正後			現 行			
1 乾草の形態 告示1のスタンダードベイルとは、通常の乾草結束機により結束されたものであって、再圧縮等が行われていない通常の乾草のこん包をいい、 <u>圧縮されたベイルとは、スタンダードベイルを再圧縮した乾草のこん包をいい、大型ベイルとは、大型ベイル圧縮機により圧縮した乾草のこん包をいうこととし、それぞれ、おおむね次規格に適合するものをいう。</u>			1 乾草の形態 告示1のスタンダードベイルとは、通常の乾草結束機により結束されたものであって、再圧縮等が行われていない通常の乾草のこん包をいい、 <u>圧縮されたベイルとはスタンダードベイルを再圧縮した乾草のこん包をいうこととし、それぞれ、おおむね次の規格に適合するものをいう。</u>			
乾草の形態	縦×横×長さ (センチメートル)	1個当たりの重量(キログラム)	乾草の形態	<u>結束している帯の数による区分</u>	縦×横×長さ (センチメートル)	1個当たりの重量 (キログラム)
スタンダードベイル	41× 46× 117	42	スタンダードベイル	<u>2本の帯により結束されたもの</u>	41× 46× 117	42
	36× 46× 91	29			36× 46× 91	29
	36× 46× 91	25			36× 46× 91	25
	41× 46× 99	34			41× 46× 99	34
	41× 58× 117	58			<u>3本の帯により結束されたもの</u>	41× 58× 117
圧縮されたベイル	41× 58× 59	50	圧縮されたベイル	<u>2本の帯により結束されたもの</u>	41× 58× 59	50
	20× 58× 59	25			20× 58× 59	25
	37× 41× 41	40			37× 41× 41	40
大型ベイル	<u>78× 120× 120</u>	<u>450</u>				

改正案	現行
<p>2 輸出国における消毒 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)包装 <u>大型ベイルを包装する場合にあっては、この包の四面がポリプロピレンの繊維で編んだシートにより包まれていること。</u></p> <p>(4)消毒の実施 (略)</p> <p>3 輸出国における検査及び証明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)植物検疫証明書への特記 告示3の(2)のイの特記事項は、消毒方法(薬品名、濃度、温度及び処理時間)、消毒年月日(投薬及び残存ガス放出の年月日)、消毒場所、コンテナ番号及び鑑識板番号とする。 <u>なお、2の(3)の包装を用いる場合には、包装材料の種類についても特記するものとする。</u></p>	<p>2 輸出国における消毒 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)消毒の実施 (略)</p> <p>3 輸出国における検査及び証明</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)植物検疫証明書への特記 告示3の(2)のイの特記事項は、消毒方法(薬品名、濃度、温度及び処理時間)、消毒年月日(投薬及び残存ガス放出の年月日)、消毒場所、コンテナ番号及び鑑識板番号とする。</p>